

令和 5 年度絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する 法律の施行状況評価会議の設置について

1. 背景・目的

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律については、平成 30 年 6 月に施行された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 29 年法律第 51 号。以下「種の保存法」という。)附則第 10 条及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院及び参議院)に基づき(※)、規定の施行評価及び講ずべき措置の検討が必要である。

このため、同法の施行状況について検討・評価を行うとともに、それを踏まえて、改善すべき課題を整理することを目的として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議を設置する。

なお、本会議については、論点が幅広いことから、国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業等の保全策に係る「保全」と、希少野生動植物種の流通管理等に係る「流通」のテーマごとに開催するものとする。ただし、必要に応じて合同で開催する。

2. 委員

<保全>

石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
石井 実	大阪府立大学 名誉教授
	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
勢一 智子	西南学院大学法学部法律学科 教授
中村 太士	北海道大学大学院農学研究院 教授
堀 秀正	公益社団法人日本動物園水族館協会生物多様性委員会保全戦略部長
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院 准教授
遊川 知久	公益社団法人日本植物園協会植物多様性保全委員会 委員長
吉田 正人	筑波大学人間総合科学学術院世界遺産学学位プログラム 教授

<流通>

生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 教授
石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
金子 与止男	元 岩手県立大学総合政策学部 教授
寺田 佐恵子	玉川大学リベラルアーツ学部 講師
西野 亮子	WWF ジャパン 野生生物グループ長 TRAFFIC プログラムオフィサー
野田 英樹	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 准教授
三輪 恭嗣	日本獣医エキゾチック動物学会 会長 日本エキゾチック動物医療センター 院長

(五十音順、敬称略)

(※参考)

○附則第 10 条

政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○附帯決議<抜粋>

改正法附則第 10 条に基づき、改正法施行 5 年後に本改正内容の評価を行うとともに、以下の措置を行うこと。

(略)

2 違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国内取引の規制強化や交雑個体の取扱について検討すること。